

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等貸付要領に定める事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 貸付要領 「社会福祉法人栃木県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等貸付要領」をいう。
- 2 本事業 貸付要領第1条第1号から第4号までに掲げる事業をいう。

(保育士修学資金貸付事業について)

第3条 保育士修学資金貸付事業の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

(1) 貸付対象者について

貸付対象者は次のア～ウ全ての要件を満たす者とする。なお、他の都道府県で保育士修学資金を借り受けしている場合、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（以下「本会」という。）から貸付けを受けることはできない。

ア 次の(i)から(iii)のいずれかに該当する者

- (i) 栃木県内（以下「県内」という。）に住民登録をしている者であり、かつ、養成施設（貸付要領第2条第1号に規定する養成施設をいう。以下同じ。）に修学する者
- (ii) 県内の養成施設に修学する者
- (iii) 養成施設の学生となった年度の前年度に栃木県内に住民登録をしていた者であり、かつ、養成施設での修学のため転居をした者

イ 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる者

ウ 養成施設卒業後に、貸付要領第11条第1号に規定する業務に従事しようとする者。

(2) 貸付期間について

貸付要領第2条第2号に規定する保育士修学資金貸付事業の貸付期間は、原則として2年間とするが、病気等真にやむを得ないと本会会長（以下「会長」という。）が認めるときは、この限りではない。また、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、貸付要領第2条第3号に掲げる額のうち学費相当分（月額50,000円以内）の2年間に相当する金額であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることができる。

(3) 貸付額について

保育士修学資金貸付事業の貸付額については、貸付要領第2条第3号に定める額の範囲内であれば養成施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付けを申請する者の希望する額を貸し付けるものとする。

(保育士修学資金貸付の申請)

第4条 保育士修学資金の貸付けを申請する者は、次の書類を在学する養成施設の長に提出するものとし、養成施設の長は別に定める期日までに、推薦書（別記様式第2号）を添えて、提出するものとする。

- (1) 貸付申請書（別記様式第1号）
- (2) 貸付けを申請する者の住民票
- (3) 貸付けを申請する者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
- (4) 連帯保証人の所得額を証明するもの
- (5) 離職したことを証する書類（養成施設の入学時に45歳以上の者であって、離職し、2年以内の者（以下「中高年離職者」という。）が申請する場合に限る。）
- (6) その他会長が必要と認めるもの

（保育士修学資金貸付事業における生活費加算について）

第5条 保育士修学資金貸付事業における生活費加算については次のとおりとする。

(1) 生活費加算の貸付対象者の要件

生活費加算の貸付対象者貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にある者とし、「これに準ずる経済状況」については、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けていること。

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

ウ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免

エ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

(2) 生活費加算の申請に当たっては、次のとおりとする。

ア 養成施設への入学前に貸付けを申請する場合、貸付申請は当該申請者が本会に直接行うこと

イ 第4条に規定する書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(i) 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書及び福祉事務所長の意見書

(ii) 高校等の調査書もしくは内申書（養成施設への入学前に貸付けを申請する場合）

(iii) その他生活費加算の可否を審査するにあたり会長が必要と認める書類

（保育補助者雇上費貸付事業について）

第6条 保育補助者雇上費貸付事業の貸付で雇用する保育補助者、貸付額、貸付けの終了は次のとおりとする。

(1) 保育補助者雇上費貸付事業の貸付で雇用する保育補助者については、以下の要件のいずれも満たす者

ア 保育補助者は保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると会長が認める者であること。なお、「保育に関する40時間以上の実習」は当該貸付を受けようとする保育所への勤務開始後に実習を受けても差し支えないが、実習を開始した日から貸付対象とする。実習の実施方法等については別紙のとおりとする。

イ 保育補助者は常勤雇用とする。ただし、貸付けにより保育補助者を2人雇い上げる場合、2人目については、常勤でなくても差し支えない。なお、常勤とは、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員をいう。

(2) 保育補助者雇上費の貸付金は、保育補助者の給与や諸手当のほか、福利厚生費や社

会保険料の事業主負担分等に充当するものでもあるので、貸付金については、貸付要領第3条第3号に定める金額の範囲内であれば保育補助者の給与額の如何を問わず、保育補助者雇上費の貸付けを受ける者の希望する額を貸し付けて差し支えないものとする。

- (3) 保育補助者が保育士資格を取得し保育士登録を行ったときは、保育士登録を行った日の属する月の末日で貸付けは終了とする。

(保育補助者雇上費貸付の申請)

第7条 保育補助者雇上費の貸付けを申請する者は、次の書類を本会に提出するものとする。

- (1) 貸付申請書（別記様式第1号）
- (2) 保育補助者の資格の取得等に係る誓約書（別記様式第19号）
- (3) 保育士勤務環境改善計画書（別記様式第20号）
- (4) 法人全部事項証明
- (5) 連帯保証人の現住所の住民票
- (6) 連帯保証人の前年の所得等が確認できる書類
- (7) 保育補助者の雇用契約書の写し
- (8) 保育補助者実習等修了証明書（勤務開始後に実習を受ける場合は保育補助者実習等実施計画書を先に提出すること。）別添④
- (9) 貸付申請年度分の市町に提出した処遇改善加算認定申請書の写し
- (10) 加算認定申請書（別記様式第21号）（保育補助者を2人雇い上げ、加算を申請する場合）及び保育従事者の状況（別記様式第23号）
- (11) 要件該当認定申請書（別記様式第22号）（既に雇用している保育補助者を対象とする場合）及び保育従事者の状況（別記様式第23号）
- (12) その他会長が必要と認めるもの

(未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業の申請)

第8条 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付けを申請する者は、次の書類を本会に提出するものとする。

- (1) 貸付申請書（別記様式第1号）
- (2) 業務従事証明書（別記様式第10号）
- (3) 住民票
- (4) 利用者負担額（保育料）の額が確認できる書類（保育料決定通知の写し）
- (5) 保育士証の写し
- (6) 申請者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
- (7) 連帯保証人の所得額を証明するもの
- (8) その他会長が必要と認めるもの

(就職準備金貸付事業について)

第9条 貸付申請日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計(厚生労働省)による保育士【常用(パート含む)】の栃木県の有効求人倍率が全国平均を超える場合は、貸付申請日の属する年度の貸付額を200,000円加算する。

(就職準備金貸付事業の申請)

第10条 就職準備金の貸付けを申請する者は、次の書類を本会に提出するものとする。

- (1) 貸付申請書（別記様式第1号）
- (2) 利用計画書及び職歴報告書（別記様式第3号）
- (3) 業務従事証明書（別記様式第10号）
- (4) 住民票
- (5) 保育士証の写し
- (6) 申請者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
- (7) 連帯保証人の所得額を証明するもの
- (8) その他会長が必要と認めるもの

（貸付けの決定・契約）

- 第11条 会長は、貸付要領第1条第1号、第2号及び第4号に定める貸付けを申請した者に対し、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付契約を締結するものとし、貸付契約の締結は、貸付額、交付方法、返還方法その他必要な事項を記載した貸付決定通知書を当該申請者に交付することにより行うものとする。
- 2 貸付要領第1条第1号、第2号及び第4号に定める貸付けを申請した者が前項による貸付決定通知書の交付を受けたときは、当該申請者は、連帯保証人と連署の上、遅滞なく借用証書（別記様式第5号）、振込口座（登録・変更）届出書（別記様式第6号）及び申請者及び連帯保証人の印鑑証明を添えて会長に提出するものとする。
 - 3 会長は、貸付要領第1条第3号に定める貸付けを申請した者に対し、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付決定通知書を当該申請者に交付するものとする。
 - 4 会長は、貸付要領第1条第3号の貸付決定を受けた申請者と貸付契約書（別記様式第27号）により貸付契約を締結するものとする。
 - 5 貸し付けることが適当でないと認めるときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（保育料の変更に伴う貸付額の変更申請）

- 第12条 保育料の変更に伴い、貸付けを受けた未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業の貸付額を変更しようとする者は、貸付変更申請書（別記様式第7号）を会長に提出するものとする。
- 2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

（貸付契約の解除及び貸付けの休止）

- 第13条 貸付要領第10条第1項の「貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至つたとき」は、次のいずれかに該当する場合をいう。
- (1) 保育士修学資金貸付
 - ア 退学したとき。
 - イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - ウ 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
 - エ 死亡したとき。
 - オ その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - (2) 保育補助者雇上費貸付
 - ア 保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行わなかつたとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として会長が認めることが著しく困難であるとき。

イ 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるときであつて、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行わなかつたとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として会長が認めることが著しく困難であるとき。

ウ 保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行わなかつたとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として会長が認めることが著しく困難であるとき。

エ その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

ア 退職したとき。

イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。

ウ 死亡したとき。

エ その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(4) 就職準備金貸付

ア 退職したとき。

イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。

ウ 死亡したとき。

エ その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 会長は、保育士修学資金貸付けを受けた者が貸付期間中に休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた修学資金があるときは、その修学資金は、復学した日の属する月の翌月以降の分として貸付けされたものとみなす。

3 会長は、保育補助者が疾病その他の理由により退職したときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から当該事由が解消した日の属する月の分まで保育補助者雇上費貸付を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた資金があるときは、その貸付金は、復職した日の属する月の翌月以降の分として貸付けされたものとみなす。

4 会長は、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付けを受けた者が疾病その他の理由により退職したときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から当該事由が解消した日の属する月の分まで未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付けを行わないものとする。

5 会長は、貸付要領第10条の規定により貸付契約を解除したとき又は同条第4項の規定により貸付けを休止したときは、その旨貸付けを受けた者に対して通知するものとする。また、同項の規定により貸付けの休止を受けた者が、復学及び復職のため、貸付けを再開するときも、同様とする。

(返還期間)

第14条 貸付要領第12条に定める返還期間とは以下のとおりとする。

(1) 保育士修学資金貸付事業

ア 貸付要領第14条第3号の規定により返還債務の一部を免除された者のうちの貸付けを受けた期間が2年以下の者 60か月から貸付要領第11条第1号に規定する業務に従事した期間を控除した期間

イ ア以外の者 60か月

(2) 保育補助者雇上費貸付

- ア 貸付要領第14条第4号の規定により返還債務の一部を免除された者
貸付期間の2倍に相当する期間から貸付要領第11条第2号に従事した期間を控除した期間
 - イ ア以外の者 貸付期間の2倍に相当する期間
- (3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業
- ア 貸付要領第14条第4号の規定により返還債務の一部を免除された者
貸付期間の2倍に相当する期間から貸付要領第11条第3号に規定する業務に従事した期間を控除した期間
 - イ ア以外の者 貸付期間の2倍に相当する期間
- (4) 就職準備金貸付事業
- ア 貸付要領第14条第4号の規定により返還債務の一部を免除された者
24か月から貸付要領第11条第4号に規定する業務に従事した期間を控除した期間
 - イ ア以外の者 24か月

(返還計画書等)

- 第15条 貸付要領第12条の各号に規定する事由により貸付金の返還をしなければならない者は、返還計画書（別記様式第8号）を直ちに会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の返還計画書を審査の上、貸付けを受けた者に貸付金の返還方法及び返還額を通知するものとする。
- 3 貸付要領第12条の各号に規定する事由が生じたにもかかわらず本条第1項に規定する返還計画書が提出されないときは、会長は借用証書又は貸付申請書に記載された方法により貸付金を返還させるものとし、貸付金の返還をしなければならない者に返還方法及び返還額を通知するものとする。

(返還猶予の申請)

- 第16条 貸付要領第13条の規定により貸付金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書（別記様式第9号）及び以下に定める猶予が必要となる事由ならびに猶予期間の根拠のわかる書類を会長に提出しなければならない。
- (1) 災害については罹災証明書
 - (2) 疾病、負傷については医師による診断書の写し
 - (3) 出産・育児については母子手帳の写し等
 - (4) その他、やむを得ない事由がわかる書類
- 2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還債務の履行の猶予の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(返還の裁量免除)

- 第17条 貸付要領第14条第1号及び第2号の返還の債務の免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。
- また、貸付要領第14条第3号及び第4号の返還の債務の免除は、本事業が貸付要領第11条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用し

ない。

2 貸付要領第 1 4 条第 3 号及び第 4 号に規定する一部免除の額は、事業ごとに以下の算定方法を用いる。

(1) 保育士修学資金貸付事業

裁量免除の額は、県内において、貸付要領第 1 1 条第 1 号に規定する業務に従事した月数を、保育士修学資金の貸付けを受けた月数の 2 分の 5（中高年離職者等については 2 分の 3）に相当する月数で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(2) 保育補助者雇上費貸付事業

裁量免除の額は、県内において、貸付要領第 1 1 条第 2 号に規定する業務に従事した月数を、保育補助者雇上費の貸付けを受けた月数の 3 分の 4 に相当する月数（この月数が 2 4 に満たない場合は 2 4 とする）で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

裁量免除の額は、県内において、貸付要領第 1 1 条第 3 号に規定する業務に従事した月数を、2 4 で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(4) 就職準備金貸付事業

裁量免除の額は、県内において、貸付要領第 1 1 条第 4 号に規定する業務に従事した月数を、2 4 で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

（返還の免除の申請）

第 1 8 条 貸付要領第 1 1 条及び第 1 4 条の規定により貸付金の返還の債務の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（別記様式第 1 1 号）に、免除を受けようとする事由を証する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸付金の返還の債務の免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

（返還債務の当然免除）

第 1 9 条 貸付要領第 1 1 条第 1 号ア、第 2 号ア、第 3 号ア及び第 4 号アの業務従事期間の計算は、月数によるものとする。

2 保育士登録を行った者が貸付要領別表に定める従事先施設等に従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後 1 年以内に貸付要領第 1 1 条第 1 号アに規定する職種以外の職種に採用された者については、会長か本人の申請に基づき貸付要領第 1 1 条第 1 号アに規定する業に従事する意思があると認めた場合、貸付要領第 1 1 条第 1 号ア及び第 1 1 条第 2 号に規定する「養成施設を卒業した日から 1 年以内」を「養成施設を卒業した日から 2 年以内」と読み替えるものとする。

（修学及び就労の報告）

第 2 0 条 貸付けを受けた者は、毎年その修学又はその業務の従事を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。

1 保育士修学資金貸付事業

(1) 貸付けを受けている場合 在学証明書

(2) 貸付要領第 1 1 条第 1 号アに規定する業務に従事しているとき 業務従事証明書

(別記様式 10 号)

2 保育補助者雇上費貸付事業

(1) 貸付けを受けている場合

- ア 業務従事証明書 (別記様式第 10 号)
- イ 保育士勤務環境改善報告書 (別記様式第 24 号)
- ウ 当該年度分の市町に提出した処遇改善加算認定申請書の写し
- エ 保育士試験一部科目合格通知書写し又は指定保育士養成単位修得証明等

3 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

- (1) 貸付要領第 11 条第 3 号アに規定する業務に従事しているとき 業務従事証明書 (別記様式 10 号)

4 就職準備金貸付事業

- (1) 貸付要領第 11 条第 4 号アに規定する業務に従事しているとき 業務従事証明書 (別記様式 10 号)

(届出)

第 21 条 貸付けを受けた者は、次のいずれかに該当するときには、当該事由が発生してから 2 週間以内に当該各号に掲げる様式により会長に届け出なければならない。

(1) 保育士修学資金貸付事業

- ア 貸付けを受けた者が貸付けの辞退をする場合 辞退届 (別記様式第 12 号)
- イ 修学資金の貸付けを受けた者が休学、停学の処分、留年、復学、転学、コース変更、退学した場合 休学・復学・退学等届 (別記様式 21 号)
- ウ 貸付けを受けた者又は連帯保証人の氏名、住所及び電話番号又は従事先に変更があった場合 変更届 (別記様式第 13 号)
- エ 貸付要領第 11 条に規定する業務に従事しなくなった場合 離職届 (別記様式第 14 号)

(2) 保育補助者雇上費貸付事業

- ア 貸付けを辞退する場合 辞退届 (別記様式第 12 号)
- イ 保育補助者が貸付期間中に休職、復職、停職した場合 休職・復職・停職届 (別記様式第 17 号)
- ウ 保育補助者が保育士資格を取得した場合 (別記様式第 25 号)
- エ 貸付けを受けた者、連帯保証人及び保育補助者の氏名、住所等に変更があった場合 変更届 (別記様式第 13 号)

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

- ア 貸付けを受けた者が貸付けの辞退をする場合 辞退届 (別記様式第 12 号)
- イ 貸付期間中に休職、復職、停職した場合 休職・復職・停職届 (別記様式第 17 号)
- ウ 貸付けを受けた者又は連帯保証人の氏名、住所及び電話番号又は従事先に変更があった場合 変更届 (別記様式第 13 号)
- エ 貸付要領第 11 条に規定する業務に従事しなくなった場合 離職届 (別記様式第 14 号)

(4) 就職準備金貸付事業

- ア 貸付けを受けた者又は連帯保証人の氏名、住所及び電話番号又は従事先に変更があった場合 変更届 (別記様式第 13 号)
- イ 貸付要領第 11 条に規定する業務に従事しなくなった場合 離職届 (別記様式第 14 号)

2 連帯保証人は、貸付けを受けた者が死亡したときは、速やかに死亡届 (別記様式第 1

5号)にその事実を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 3 貸付けを申請する者又は貸付けを受けた者が連帯保証人を変更しようとするときは、保証人変更届(別記様式第16号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。
- 4 保育補助者雇上費貸付けを受けた者が保育補助者を変更するときは、保育補助者変更申請書(別記様式第26号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(関係機関の連携・協力)

第22条 会長は、養成施設の長に対し、次に掲げる事項について協力を依頼する。

- (1) 貸付けを申請する者の推薦書の発行
 - (2) 貸付けを申請する者から修学資金貸付申請書受取・提出
 - (3) 貸付けを受けた者の在学、退学、留年(休学・停学)、復学の証明書の発行
 - (4) 貸付けを受けた者の在学中の修学状況に関する報告
 - (5) 貸付けを受けた者に対する従事先施設等への就職支援
- 2 会長は、児童養護施設の長(貸付けを申請する者が里親委託の場合は児童相談所の長)に対し、次に掲げる事項について協力を依頼する。
- (1) 会長に対して、貸付けを申請する者の修業環境の確保に関する意見書を交付すること
- 3 会長は、従事先施設等の長に対し、次に掲げる事項について協力を依頼する。
- (1) 貸付けを受けた者の猶予期間における業務従事証明書の発行及び就業状況の報告
- 4 会長は、福祉事務所長に対し、第5条に規定する生活費加算に関して、次に掲げる事項について協力を依頼する。
- (1) 会長のからの依頼に対し、会長に対して申請者の自立支援の効果に関する福祉事務所長の意見書の交付すること
 - (2) 会長は福祉事務所長に対し貸付けの可否を報告し、貸付開始及び世帯分離の時期について協議すること
 - (3) 世帯分離を行った場合、福祉事務所長は、保護変更決定通知書等を速やかに会長に提出するよう指導すること

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか、この事業の取扱いに関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年2月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、平成29年10月1日から施行する。
- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。